

「平成 19 年度国民経済計算確報及び昭和 55 年～平成 7 年遡及推計結果」 利用上の注意

1. 現行の国民経済計算は、平成 5（1993）年に国連が勧告した国際基準（93 SNA）に基づいて推計を行っている。

2. 国民経済計算は、最新年（度）の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 19 年度国民経済計算」については、平成 19 年（度）計数（確報値）及び平成 18 年（度）計数（確々報値）の推計を行っている。

3. 今回は、通常の年次推計で「平成 19 年度確報」を公表した後、昭和 55 年～平成 7 年（度）を対象年次とする遡及改定を行った。

その結果、昭和 55（1980）年～平成 19（2007）年（度）までの一貫したデータ（平成 12 年基準）が利用可能となっている。

なお、既公表結果のうち一部の計数が、今回の遡及推計で改定されているので、注意を要する。

(1) フロー編については、平成 8～10 年（度）（うち支出系列については、平成 6～10 年（度））が、改定されている。（一部の項目の推計方法を改善したため）

(2) ストック編については、平成 8～19 年（度）のすべての年次が、改定されている。（過去のフロー計数に基づいて推計しているため）

4. 主な推計方法等の見直し（平成 19 年度国民経済計算）

「平成 19 年度国民経済計算」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、下記のとおり推計方法の一部見直し等を行った。

(1) 製造業出荷額における転売分の調整について

製造業出荷額（一部の品目を除く）の基礎統計として利用している工業統計調査の平成 18 年調査（一部の品目）の出荷額は転売分を含んでいるので、これを調整し推計した。

(2) 日本郵政公社の民営化に伴う変更について

① 日本郵政公社民営化後の各機関の部門分類について

平成 19 年 10 月の日本郵政公社民営化に伴って設立・組織改編された郵政関係各機関の分類については以下のとおりとした。

| 旧組織 | | | 新組織 | |
|---------------------------------|---------------|---|--|---------------|
| 日本郵政株式会社 | 中央政府 | ⇒ | 日本郵政株式会社 郵便事業株式会社 郵便局株式会社 | 公的企業 (非金融) |
| 日本郵政公社 (郵便業務) | 公的企業 (非金融) | | 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社かんぽ生命保険 独立行政法人郵便貯金・簡易生 命保険管理機構 | 公的企業 (金融) |
| 日本郵政公社 (郵便貯金業務、簡易生 命保険業務) | 公的企業 (金融) | | | |

② 郵便貯金、簡易生命保険の民営化による表章区分の変更について

上記①のとおり、日本郵政公社の郵便貯金業務、簡易生命保険業務等が分割民営化されたことに伴い、金融勘定における平成19年度計数の表章区分を、次のとおり変更した。

公的金融機関の「郵便貯金」部門の表章を廃止し、当該計数は「政府金融機関等」部門に含める。また、公的金融機関の「保険・年金基金」部門の内訳「簡易生命保険」部門及び「公的保険・年金基金」部門の表章を廃止する。

(3) 財政融資資金貸付金証券化に係る特定目的会社の部門分類について

平成19年度より、特定目的会社の仕組みを活用した財政融資資金貸付金の証券化が実施されたところ、当該特定目的会社については、財政融資資金特別会計の付随単位として公的金融機関に分類した。

5. 主な推計方法等の見直し（昭和55年～平成7年遡及推計）

「昭和55年～平成7年遡及推計」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、平成7年基準から平成12年基準への移行により、推計方法の一部見直し等を行った。

概略は以下のとおり。

- ・連鎖方式による実質化
- ・帰属家賃の推計方法の見直し（持ち家と借家の属性・環境要因等の違いを考慮）
- ・社会資本の固定資本減耗の推計方法（時価による評価）
- ・政府管掌健康保険における特別保険料（社会負担に国庫負担分が含まれていたのを見直し）
- ・組管管掌健康保険における調整保険料（社会保障負担として計上）
- ・生命保険産出額の推計方法の改定（財産運用純益等の推計方法の見直し）

これまでのSNA統計の時系列は、平成8年以降は^(注)平成12年基準（実質値は平成12年価格表示、指数算式は連鎖方式）であるが、昭和55年～平成7年については、平成7年基準（実質値は平成7年価格表示、指数算式は固定基準年方式）となっていた。

今回、一貫した時系列データを整備するため、昭和55年～平成7年について推計方法の見直しや利用可能な基礎統計の反映等の遡及推計を行い、平成12年基準に移行した。

(注) 支出系列は平成6年以降

詳細については、別紙のとおり。なお、平成16年度～18年度確報の「利用上の注意」も参照されたい。

(別紙)

昭和55年～平成7年遡及推計における主な推計方法等の見直し

1 生産・支出面の計数について

1-1 帰属家賃の推計方法の改定

「持ち家の帰属家賃」について、持ち家と借家の属性・環境要因等の違いを考慮するよう推計方法を改定した。具体的には、基準となる年次（平成10、15年など『住宅・土地統計調査』（総務省）の実施年）の計数について、同等な属性等を有する借家の家賃を直接持ち家の家賃へ対応させる直接外挿法を採用し、考慮する属性は、「所在地（都道府県別）」、「構造（木造／非木造）」、「建築時期（7区分）」とした。

（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第7回基準改定課題検討委員会 資料4 (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/kijungiji.html>)を参照されたい。）

1-2 一般政府の固定資本減耗の推計方法の改定

道路、ダム等の社会資本に係る固定資本減耗について、ストック勘定における計数と整合させるため、フロー勘定における計数の推計方法を93 SNA勧告に適合するよう改定した。具体的には、推計の基礎となる名目投資額を取得価格（簿価ベース）で評価していた従来の推計方法に代えて、ストック勘定の推計から算出される再調達価格（時価ベース）による名目時系列データを用いる方法（取得時の名目投資額に直近時までの価格変化率を乗じて再調達価額を推計）を採用した。

（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第8回基準改定課題検討委員会 資料3 (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/kijungiji.html>)を参照されたい。）

1-3 生命保険産出額の推計方法の改定

生命保険産出額は次式により推計されるが、平成12年基準改定において、「財産運用純益」の推計基礎データとして使用していた「契約者配当金（支払実績）」を「契約者配当金支払額のうち運用益を源泉とする分」に定義変更するなど推計方法の改定を行った。

「産出額」

$$= \text{「受取保険料」} - \text{「支払保険金等」} - (\text{「準備金純増」} - \text{「うち財産運用純益」})$$

1-4 一部支出関連項目の表章細分化

一部支出関連項目について平成18年7～9月期2次QEより表章の細分化を正式系列に導入したのに合わせ、対応する項目の表章を、以下のとおり細分化した。

- ① 財貨・サービスの輸出入の実質値について、財貨／サービス別計数を新たに表章した。
※ 名目値については、従来から、フロー編付表20「海外勘定」において財貨／サービス別計数を表章。
- ② 修正グロス方式（控除可能な消費税を含まない価格で評価する方式）による総固定資本形成の形態別内訳を表章した。
※ グロス方式（控除可能な消費税を含む価格で評価する方式）による総固定資本形成については、従来から、フロー編付表15「形態別の総資本形成」において表章。

2 分配面の計数について

2-1 介護保険における推計方法の一部変更について

介護保険給付は、従来「その他の現物社会保障給付」として一括計上していたが、そのうち「高額介護サービス費・福祉用具購入費」については、給付内容に鑑み「払い戻しによる社会保障給付」(注1)として取り扱うよう変更し、「住宅改修費」については、「現物社会移転以外の社会給付」として計上(『平成12年産業連関表』では、家計による当該支出を持ち家の修繕費(中間投入)と位置づけ)するよう変更した。

(注1) 払い戻しによる社会保障給付とは、受けたサービスに対して家計が支払った分の一部または全部が後ほど支給されるものである。

2-2 政府管掌健康保険における「特別保険料」の推計方法の改定

政府管掌健康保険における「特別保険料」には、社会負担から本来除くべき国庫負担分(中央政府から社会保障基金への経常移転)が含まれていたため、取扱を適正化した。

なお、平成15年度に特別保険料は廃止されている。

2-3 組管掌健康保険における「調整保険料」の計上

組管掌健康保険における「調整保険料」(注2)については、他の保険制度との整合性を保つために社会保障負担として計上するのが適当であることから、遡及改定した。

(注2) 健康保険組合連合会が実施する交付金交付事業の財源とする目的で、各健康保険組合が徴収し、健康保険組合連合会に対して拠出するもの。(原則として事業主と被保険者の折半負担)

2-4 一般政府及び公的企業に係る支払利子の推計方法の見直し

国債整理基金特別会計を通じて行われる国債等の利払いについて、追加的な基礎資料を用いることにより、一般政府及び公的企業の支払額の推計方法を見直した。

3 実質化とデフレーターについて

3-1 連鎖方式の導入

国民経済計算における実質化手法に関し、連鎖方式を導入した。

採用した連鎖方式は、実質値については前暦年基準ラスパイレス型、デフレーターについては前暦年基準パーシェ型であり、参照年(デフレーター=100となる年)は平成12年である。また、付加価値の実質値を算出する手順として、ダブル・デフレーション法(実質産出額と実質中間投入額の差をもって実質付加価値額とする方法)を引き続き用いている。

4 資本調達・ストック面の計数について

4-1 土地資産額の推計方法の改定

非金融法人企業の土地資産額の推計にあたっては、市町村毎に、面積×平均単価(いくつかの調査地点の地価より推計)を求めているが、市町村合併に伴い平均地価水準が大きく変動していることから、実態にあわせた平均地価推計方法の補正を行った。

また、一般政府の土地資産額（国有地）については、国有財産台帳の評価替え（平成7年及び12年）を基準に、「市街地価格指数」を用いて補間している。平成16年度確報では、平成13年以降について「市街地価格指数」のみで補外するのではなく、平成15年の台帳価格を取り込んだ調整を行った。

4-2 「資金循環統計」の遡及改定等に伴う対応

金融勘定の計数と基礎資料である『資金循環統計』（日本銀行）との関係は次のとおり。

昭和55年（度）～平成16年（度）については、平成18年3月に遡及改定された『資金循環統計』に対応した計数に改定した。平成17年（度）以降については、平成19年3月公表の『資金循環統計』を使うなど、利用できる『資金循環統計』を使用した。

4-3 株式に関する推計方法の改定

非上場株式については、類似業種比準価額方式に準ずる方法を用いて全業種一括して推計していたが、業種別に推計する方式に改定した。

従来帳簿価格としていた公的非金融企業、公的金融機関及び中央政府の保有株式についても、市場価格で評価した（地方政府及び社会保障基金については対応済）。

非上場企業への対内直接投資（株主資本）を推計し、計上した。

4-4 非金融資産のうちの在庫

調整勘定に関して、在庫にかかる名目保有利得を形態別及び制度部門別に配分する際の推計手法を改良した。

5 その他

5-1 フロー編付表6「一般政府の部門別勘定」の修正

平成16年度確報の推計作業の中で、取扱に修正すべき点が判明した以下の項目等について、修正を行った（関連する計数表も合わせて修正した。）。

- ・老人医療給付費負担金（中央政府から地方政府への二重計上を修正）
- ・中央政府から地方政府及び居住者への資本移転（地方政府への資本移転には公的企業向けが含まれていたためこれを控除し、居住者への資本移転へ変更）

5-2 労働時間数の公表形式及び推計方法の変更

雇用者一人当たり労働時間数は、従来、日本標準産業分類に従った産業分類により表章してきたが、国内総生産や就業者数、雇用者数等と同様に、SNAにおける経済活動別分類に従って表章することとした。

当該系列は、従来は『毎月勤労統計調査』より得られる産業別一人当たり労働時間数等を基に、常用労働者数合計の産業別ウェイトを用いて産業別一人当たり労働時間数を加重平均する方法で産業の組み換え処理等を行うことにより推計していた。国民経済計算で表章される雇用者数は、主業・副業毎に1人と数えるとともに、有給家族従業者を含んでいることから、できる限り個々の産業毎の副業率、有給家族従業者の労働時間数を反映させて産業別の労働時間数を把握した上で、別途推計した産業別延べ労働時間数の構成比等を用いて産業の組み換え処理を行う方法に変更した。

5-3 労働時間の推計方法の見直し

労働時間の推計にあたっては、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）、『国勢調査』（総務省）、『労働力調査』（総務省）を用いているが、従来、各調査間の概念調整を行っているところ、「休業者を含めた概念調整」、「労働時間を月平均値とするための月間化調整」などについて見直し、推計を行った。

5-4 支出系列の四半期分割方法について

支出系列については、従来、平成6年以降について公表してきたところであるが、今回の昭和55年から平成5年までの遡及推計における四半期分割方法は、基礎統計の制約を踏まえ、以下のとおりとした。

(1) 家計最終消費支出

平成6年以降、国内家計最終消費支出は、『生産動態統計』、『特定サービス産業動態統計』等の月次・四半期で得られる供給側情報を利用した「供給側推計値」と、『家計調査』等から推計した「需要側推計値」の統合値を用いて四半期分割を行っているが、昭和55年から平成5年までについては、資料制約から、「需要側推計値」のみを用いて四半期分割を行った。

(2) 民間企業設備

平成6年以降、民間企業設備は、『生産動態統計』、『特定サービス産業動態統計』等の月次・四半期で得られる供給側情報を利用した「供給側推計値」と、『四半期別法人企業統計調査』（以下『法人季報』）等から推計した「需要側推計値」の統合値を用いて四半期分割を行っているが、昭和55年から平成5年までについては、資料制約から、「需要側推計値」のみを用いて四半期分割を行った。

なお、「需要側推計値」のうち、『法人季報』を利用する「民間非金融法人企業設備投資」については、平成6年以降と同じく、『法人季報』の毎年度のサンプル替えに伴う断層や四半期毎の回答企業の差の影響を軽減するための調整を行った。

(3) 民間在庫品増加

平成6年以降、民間在庫品増加は、4形態（製品在庫、仕掛品在庫、原材料在庫、流通在庫）別にそれぞれ、『鉱工業在庫指数』、『法人季報』、『商業販売統計』等の月次・四半期で得られる情報を利用して四半期分割を行っているが、昭和55年から平成5年までについても、可能な限りそれらの情報を利用して四半期分割を行った。

(4) 公的固定資本形成

平成6年以降の四半期分割に用いている『建設総合統計』の情報を可能な限り遡及して利用して四半期分割を行った。